

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

【児童扶養手当】

●対象者 次のいずれかに該当する子供を養育している父母又は養育者

- ・父母が婚姻を解消した子供
- ・父又は母が死亡した子供
- ・父又は母に一定の障害がある子供
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供

※子供とは、18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障害のある場合は20歳未満まで）です。

●手当の金額 手当は1年に6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）、支払月の前月までの2か月分ずつ支払われます。

<支給額>

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降加算額	6,250円(1人につき)	6,240円～3,130円(1人につき)

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。

【特別児童扶養手当】

●対象者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を養育している父母又は養育者

●手当の金額 手当は1年に3回（4月、8月、11月）、支払月の前月までの4か月分ずつ支払われます。

<支給額>

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	53,700円
2級(中度)	35,760円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります

これらの提出がない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

手続き方法

認定を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備いただき、役場担当窓口へご提出ください。

提出期日

特別児童扶養手当…8月10日(金)から9月11日(月)まで

児童扶養手当…8月1日(火)から8月31日(木)まで

※午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

問合せ 健康子ども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134